

令和4年度 事業概要

高齢者福祉課・介護保険課

高齢者福祉課

生きがい支援班	484-6243
包括支援班	484-6138
包括ケア推進班	484-6343
地域支援班	484-6343

介護保険課

介護給付班	484-6174
介護資格保険料班	484-6187
介護認定班	484-1771

目 次

佐倉市における高齢者の状況	2
第8期高齢者福祉・介護計画の概要	3
高齢者福祉課 事業概要	
生きがい支援班	7
包括支援班	8
包括ケア推進班	11
地域支援班	13
介護保険課 事業概要	
介護給付班	15
介護資格保険料班	16
介護認定班	16

佐倉市における高齢者の状況

1 高齢者人口と高齢化率の現状

(外国人人口を含む)

区 分	合計	内 訳 (地区ごと)							
		佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	
全人口 人	171,747	27,901	29,806	75,348	25,212	1,671	1,465	10,344	
内 訳	14歳以下 人	18,397	2,597	2,833	8,789	2,766	114	91	1,207
	割合 %	10.70	9.30	9.50	11.70	11.00	6.80	6.20	11.70
	15～64歳 人	96,743	15,008	16,223	43,075	14,948	892	709	5,888
	割合 %	56.30	53.80	54.40	57.20	59.30	53.40	48.40	56.90
	65歳以上 人	56,607	10,296	10,750	23,484	7,498	665	665	3,249
	割合 %	33.00	36.90	36.10	31.20	29.70	39.80	45.40	31.40
高齢化率 %	32.96	36.90	36.07	31.17	29.74	39.80	45.39	31.41	

※令和4年3月末現在

【佐倉市内大字別人口一覧表】(市民課)より抜粋

市の人口と世帯：令和4年3月末現在

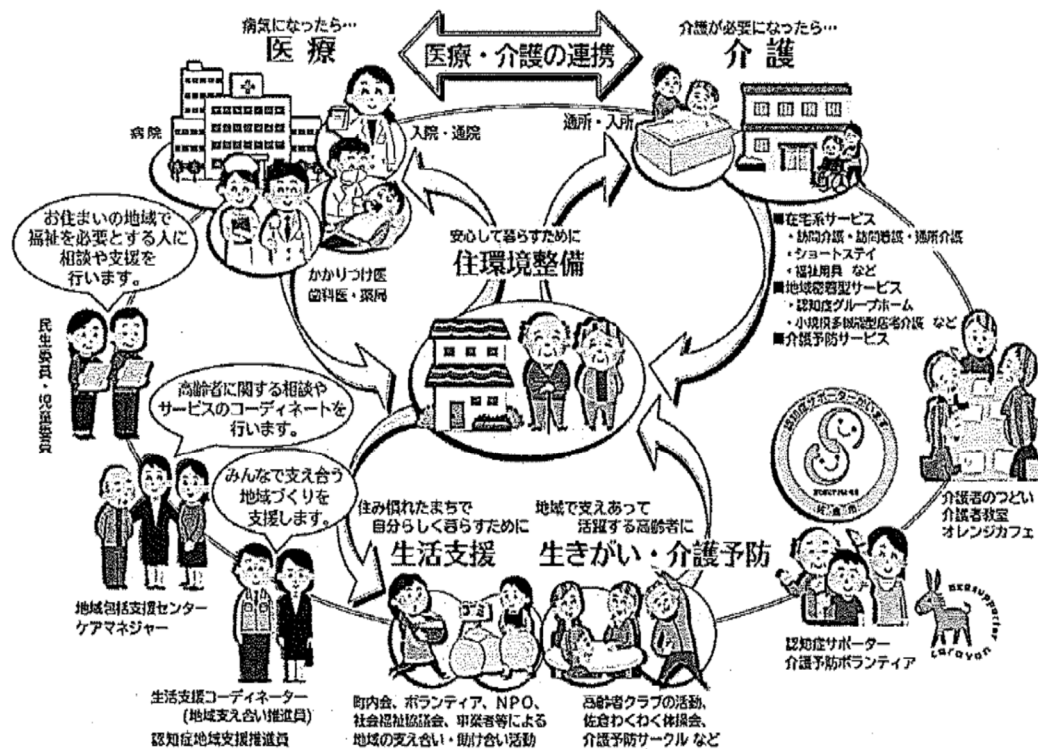
区 分	合計	内 訳 (地区ごと)							
		佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	
世帯数 世帯	78,763	13,495	13,895	33,777	11,832	748	697	4,319	
人 口 人	171,747	27,901	29,806	75,348	25,212	1,671	1,465	10,344	
内 訳	男 性 人	84,497	13,699	14,707	36,681	12,704	856	759	5,091
	女 性 人	87,250	14,202	15,099	38,667	12,508	815	706	5,253

第8期佐倉市高齢者福祉・介護計画の概要

基本理念：みんなで支え合い、よろこびが生まれる都市・佐倉

基本目標：可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築、推進を図る。

○佐倉市の地域包括ケアシステムのイメージ図



1. 計画の位置づけ

「佐倉市高齢者福祉・介護計画」は、佐倉市の高齢者福祉及び介護保険事業運営にかかる基本理念・基本目標を定めるとともに、その実現のための施策を定めるために策定する計画です。老人福祉法第20条の8の規定に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条の規定に基づく市町村介護保険事業計画であり、両者は一体の計画として作成すると法律で規定されています。

また、「佐倉市高齢者福祉・介護計画」は、佐倉市総合計画における高齢者分野の個別計画であり、福祉の基盤計画である佐倉市地域福祉計画に基づき策定する計画です。

2. 計画の期間 令和3年度から令和5年度まで

(3年を1期とする計画：介護保険法第117条第1項)

3. 重点施策

施 策	重点施策
第1章「生きがい・介護予防」 ～地域で支え合いながら活躍する高齢者へ～ 1 社会参加の促進と敬老意識の高揚 2 いきいき健康づくり 3 介護予防の総合的な推進	◇介護予防の総合的な推進（継続） ・介護予防の知識の普及啓発を図るとともに、住民の主体的な介護予防活動を推進します。
第2章「安心な生活の確保」 ～住み慣れたまちで自分らしく暮らすために～ 1 安心できる在宅福祉サービスの提供 2 認知症にやさしい佐倉の推進 3 権利擁護と地域での見守り 4 在宅生活を支える体制の充実 5 高齢者が暮らしやすい住環境の整備 6 地域包括支援センターの運営 7 災害・感染症対策の推進	◇認知症にやさしい佐倉の推進（継続） ・「共生」と「予防」の観点から、地域で認知症の人と家族を支える体制の整備を推進します。 ◇在宅生活を支える体制の充実（追加） ・高齢者の在宅生活を支援するための多様な主体の連携に取り組みます。
第3章「医療・介護」 ～いつまでも自分らしく生きるために～ 1 在宅医療・介護の連携と推進 2 介護保険制度の適正な運営	◇介護保険制度の適正な運営（継続） ・令和7年(2025年)、令和22年(2040年)を見据えてサービス基盤の整備を行います。 ・介護サービス等の給付と保険料負担の均衡を図り、適正かつ持続可能な制度の維持に努めます。 ・介護人材確保と業務効率化への取り組みを強化します。

4. 介護保険事業

被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推計（各年9月末）

〔単位：人〕

区 分	実 績			推 計						
	第 7 期			第 8 期			第9期	第14期		
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和22年 (2040年)		
全 人 口	175,904	175,279	173,979	172,997	171,901	170,709	168,010	137,836		
第1号被保険者(65歳以上)	54,100	54,952	55,829	56,415	56,810	57,074	57,394	56,243		
65～74歳	29,559	28,757	28,720	28,569	27,195	25,717	23,109	24,476		
75歳以上	24,541	26,195	27,109	27,846	29,615	31,357	34,285	31,767		
高 齢 化 率	30.76%	31.35%	32.09%	32.61%	33.05%	33.43%	34.16%	40.80%		
要支援・要介護認定者数	要支援	要支援1	1,247	1,268	1,253	1,227	1,271	1,330	1,535	1,793
		要支援2	1,395	1,464	1,506	1,512	1,575	1,644	1,818	2,248
		小 計	2,642	2,732	2,759	2,739	2,846	2,974	3,353	4,041
	要介護	要介護1	1,122	1,111	1,197	1,182	1,231	1,288	1,623	2,172
		要介護2	1,018	1,103	1,168	1,237	1,278	1,330	1,453	1,995
		要介護3	872	918	959	991	1,059	1,113	1,235	1,763
		要介護4	959	1,007	1,058	1,087	1,146	1,205	1,414	2,092
		要介護5	655	672	721	783	826	859	895	1,216
	小 計	4,626	4,811	5,103	5,280	5,540	5,795	6,620	9,238	
	合 計	7,268	7,543	7,862	8,019	8,386	8,769	9,973	13,279	

※令和3年以降の人口は、令和2年9月末時点の住民基本台帳人口を基準に推計しており、佐倉市人口ビジョンの推計人口とは異なります。

※要支援、要介護認定者数には、第2号被保険者（40～64歳）の要支援・要介護認定者を含みます。

5. 施設整備

地域包括ケアシステムの構築に向けて、サービス利用見込み量を勘案する中で、各施設の整備を推進します。

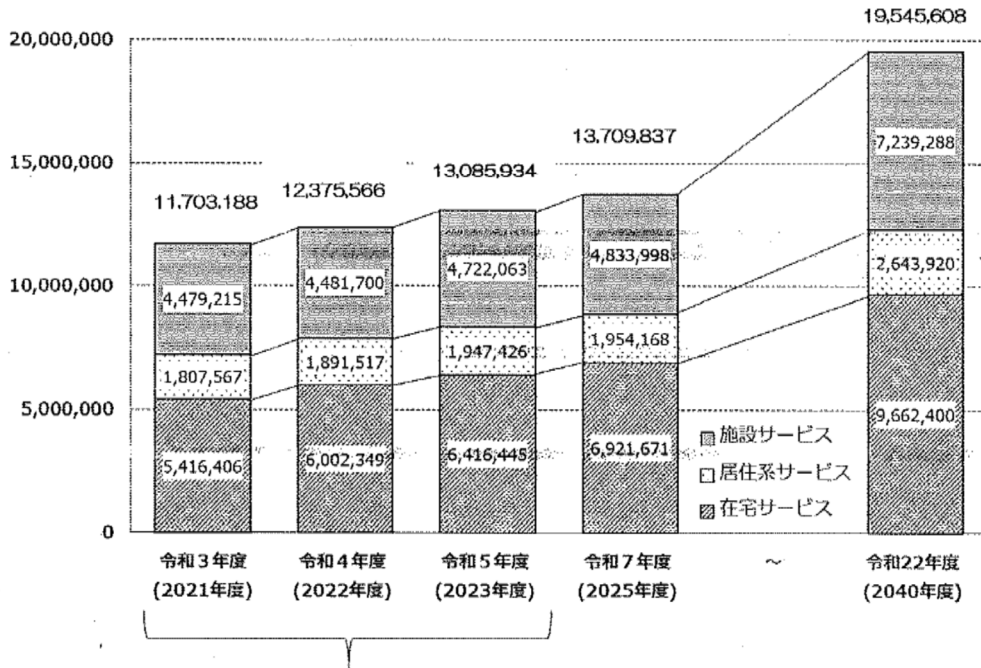
項目			第7期末時の 整備見込み数	第8期の 整備目標数	第8期末時の 整備見込み数
施設サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数(施設)	10	1	11
		定員(床)	958	100	1,058
	介護老人保健施設	施設数(施設)	5	-	5
		定員(床)	476	-	476
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	施設数(カ所)	-	1	1
		定員(人)	-	-	-
	夜間対応型訪問介護	施設数(カ所)	-	-	-
		定員(人)	-	-	-
	小規模多機能型居宅介護	施設数(カ所)	2	1	3
		定員(人)	54	29	83
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	施設数(施設)	10	-	10
		定員(人)	177	-	177
	地域密着型特定施設入居者 生活介護	施設数(施設)	1	-	1
		定員(人)	27	-	27
	地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護 (特別養護老人ホーム)	施設数(施設)	2	(1)	2
		定員(床)	49	9	58
看護小規模多機能型居宅 介護	施設数(カ所)	1	1	2	
	定員(人)	29	29	58	
その他	特定施設入居者生活介護 (介護付き有料老人ホーム等)	施設数(施設)	6	1	7
		定員(人)	766	80	846
	住宅型有料老人ホーム	施設数(施設)	4	-	4
		定員(人)	179	-	179
	サービス付き高齢者向け住宅	施設数(施設)	7	-	-
		定員(人)	190	-	-

◆ 「第8期の整備目標数」のうち「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」は既存施設での増築を、「特定施設入居者生活介護」は第7期計画の繰越事業を、それぞれ見込んでいます。

◆ 住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅については、「第8期の整備目標数」及び「第8期末時の整備見込み数」を定めていません。

6. 給付費の見込み

[単位：人]



第8期計画期間 (第8期の給付見込み合計 371億6,468万8千円)

7. 第1号被保険者の介護保険料

給付見込額の増加に伴う第1号被保険者の保険料の負担増加を緩和するため、介護給付費準備基金の一部を取り崩して、第8期（令和3～5年度）における第1号被保険者の1人当たり保険料基準額を年額59,400円、月額4,950円とします。

○第1号被保険者の介護保険料基準（1人当たり月額）

期	年度	基準月額	備考
第1期	平成12～14年度	2,911円	
第2期	平成15～17年度	2,911円	
第3期	平成18～20年度	3,711円	
第4期	平成21～23年度	3,850円	
第5期	平成24～26年度	4,700円	
第6期	平成27～29年度	4,700円	
第7期	平成30～令和2年度	4,500円	
第8期	令和3～5年度	4,950円	

高齢者福祉課 事業概要

【生きがい支援班】

1. 高齢者福祉・介護計画推進懇話会事業に関すること
(佐倉市高齢者福祉介護計画推進懇話会設置要綱)
 - ・佐倉市高齢者福祉・介護計画の進捗管理等を実施
2. 敬老祝金贈呈事業に関すること（佐倉市敬老祝金贈呈に関する条例）

毎年、当該年度内に満 99 歳及び 100 歳以上の年齢に達する高齢者に対して敬老祝金を贈呈し、長寿を祝すとともに、敬老思想の高揚を図ります。
3. おじいちゃん・おばあちゃんありがとうの気持ちを伝えたい事業に関すること
若い世代を中心に、世代を超えた様々な人の敬老意識の高揚を図るとともに、高齢者の地域社会への参加の推進や生きがいの充実を図ることを目的とした、地区社会福祉協議会が行う取り組みを支援します。
4. 高齢者クラブ活動支援事業に関すること（佐倉市高齢者クラブ補助金交付要綱）
5. 老人憩の家管理運営委託事業に関すること
(佐倉市老人憩の家設置及び管理に関する条例)

市内 3 箇所にある「老人憩の家」を各指定管理者の管理運営により、高齢者の集会、趣味活動の場として提供しています。
6. はり、きゅう、マッサージ等施設利用助成事業に関すること
(佐倉市はり、きゅう、マッサージ等施設利用助成規則)

市内に居住する 60 歳以上のかた等を対象に、「はり、きゅう、マッサージ等施設利用助成券」を交付し、施術費用の一部助成を実施します。
7. シルバー人材センター補助事業に関すること
(佐倉市シルバー人材センター補助金交付要綱)
8. 高齢者安心キット給付事業に関すること
市内に居住する 75 歳以上の高齢者を対象に、救急医療情報キットを給付します。
9. 安心カード配布事業に関すること
(佐倉市安心カード配布事業実施要領)

市内に居住する原則 65 歳以上のかたを対象に、氏名、住所、緊急連絡先、かかりつけの医療機関などを記載できる安心カードを配布します。
10. 紙おむつ等購入助成事業に関すること
佐倉市に居住し、佐倉市の住民基本台帳に記録されている、65 歳以上の要介護 3～5 と認定を受けているかた、6 歳以上で身体障害者手帳[1 級・2 級]、または療育手帳[最重度・重度]の交付を受けているかたで、かつ自宅において紙おむつ等を使用している方を対象に、購入助成券 1,500 円/枚を 1 月あたり 2 枚交付し、本人と介護者の身体的・精神的な負担の軽減を図ります。
11. 介護人材確保対策事業の事務に関すること
介護職員初任者研修を業務委託により実施し、介護に従事する人材の確保を図ります。

【包括支援班】

I 在宅福祉

1. 在宅福祉サービス事業に関すること

① 緊急通報サービス事業（令和4年度より事業内容を見直して実施）

市内に居住する一人暮らしの高齢者等の自宅に緊急通報装置設置し、疾病や転倒などの緊急時の連絡に活用します。

<対象者> ●75歳以上の一人暮らしの高齢者

●65歳から74歳で要介護状態や疾病等により不安のある一人暮らしの高齢者

●同居者が要介護状態等で本人の緊急時対応が困難な高齢者 等

② 生活管理指導短期宿泊事業

日常生活は自立しており、家族による見守りなど生活管理に支援を必要とする高齢者に対し、半年間で7日間を限度として短期宿泊先（四街道老人ホーム）を提供します。

③ 訪問理美容出張費用助成事業

市内に居住する在宅の65歳以上の方で、要介護4又は5の認定を受けている高齢者のみ世帯を対象に、自宅で理容又は美容のサービスを受ける際の出張費用の一部として1,000円/回（3ヶ月ごと）を助成します。

④ 佐倉市高齢者見守り協力事業者ネットワーク事業（平成25年3月施行）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、近隣住民による声かけ又は自治会・町内会若しくは民生委員・児童委員による日常的な見守り活動を補完するために、市・地域包括支援センター及び協力事業者（新聞販売所、郵便局、電気・ガス・水道事業者、薬局等）が連携し、高齢者の見守りを行います。

⑤ 2市1町SOSネットワーク事業

● 捜索情報の提供

2市1町（佐倉市・八街市・酒々井町）エリア内の公共機関や民間団体等、約200箇所、行方不明者の情報を一斉にファクス提供し、捜査協力を呼びかけます。

<捜査依頼の種類> 防災行政無線、メール配信、市町ホームページ、ケーブルテレビデータ放送

● 2市1町SOS高齢者等事前登録事業（平成28年4月1日施行）

認知症等により行方不明となった高齢者等の早期発見及び安全の確保並びに地域における見守り支援体制の推進を図るため、行方不明となるおそれのある高齢者等の身体的特徴及び家族等の連絡先を登録するとともに、靴のかかたとに貼付する登録ナンバーが記載されているステッカーを配布します。

2. 老人ホーム入所措置事業に関すること

心身の状況や置かれている環境に問題があり、かつ経済的に困窮し、居宅において生活することが困難な高齢者を、養護老人ホームに入所措置します。

また、生命又は身体に重大な危険がある場合など、やむを得ない事由により、介護保険法による対応が著しく困難と認められる要介護者を、特別養護老人ホームに入所措置します。

II 包括支援等（介護保険事業）

1. 家族支援事業に関すること

介護者同士の意見交換または介護者の気分転換を図ると共に、介護相談に応ずる「介護者のつどい」を開催し、介護者の負担軽減を図ります。

2. 相談支援事業に関すること

介護相談員がサービス事業所や介護保険施設へ定期的に訪問し、サービス利用者やその家族等の話しや相談から、ニーズ等を把握し、問題の改善や介護サービスの質の向上を図ります。

3. その他支援事業に関すること

①高齢者等ふれあい配食サービス

心身の障害や傷病等により食事の支度が困難である 65 歳以上の一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等に対し、安否確認を兼ねて、食事を直接手渡しする配食サービスを行い、福祉の向上を図ります。

(年始を除く月曜日から金曜日までの週 1 回～5 回 自己負担 350 円/食)

配食サービス受託法人	担当地区
社会福祉法人佐倉厚生会	佐倉・内郷・臼井南部・千代田地区
社会福祉法人愛光	江原台・角来・根郷・和田・弥富地区
社会福祉法人自洲会	志津北部地区
社会福祉法人清明会	志津南部・臼井北部地区

②成年後見制度利用支援事業

精神上の障害等により日常生活を営む上で支障があり、かつ親族等の援助を受けられない高齢者に対し、成年後見等開始審判の請求を行います。

また、成年後見制度利用にあたり、申立費用や後見人等報酬の負担が困難な申立人及び成年被後見人等に対し、申立費用及び後見人等報酬の全部または一部を助成します。

Ⅲ その他

1. 成年後見推進事業に関すること

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方が成年後見制度を適切に利用するための支援を行う「成年後見支援センター」を設置し、成年後見制度の利用促進及び市民後見人の支援等を行います。

令和2年3月、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

令和2年4月より成年後見支援センターを「中核機関」と位置付け、相談機能を強化や制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

2. 高齢者虐待への対応に関すること

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、「養護者による虐待」及び「養介護施設従事者等による虐待」の通報に対する事実確認調査、必要な支援の提供、助言・指導等を行い、高齢者の安全の確保や権利擁護を図ります。

【包括ケア推進班】

1. 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に基づく介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業その他地域支援事業に関すること。
2. その他高齢者福祉及び介護保険制度に関すること。

地域包括ケアシステムの構成要素である「介護予防」、「生活支援」の充実、「医療」と「介護」の連携を、地域包括支援センターや医療・介護・地域団体等とともに推進します。

○事業実施体系（令和4年度実施予定）

制度体系		事業名称	事業の内容		
地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業	生活支援サービス 要支援1・2、基本チェックリストで生活機能の低下がみられたかたへの効率的な支援と地域の支え合い体制づくりを推進する	訪問型サービス	訪問型短期集中予防サービス（直営）	
			通所型サービス	通所型短期集中予防サービス（直営）	
		介護予防事業 65歳以上のかた（その支援のための活動に関わるかた）の自立支援と介護予防を推進する。 また介護・医療・健診情報を活用した介護予防と保健事業の一体的な実施に向けた取組を推進する	①介護予防把握事業 地域の関係機関と連携し、何らかの支援を要する高齢者を介護予防活動につなぐ ②介護予防普及啓発事業 介護予防講演会や各種教室、出前講座などの実施 ③地域介護予防活動支援事業 高齢者の「通いの場」をつくる地域の住民活動や介護予防のボランティア活動の支援 ⇒地域介護予防活動団体補助事業 ④地域リハビリテーション活動支援事業 地域の介護予防活動団体や介護事業者に対する保健・医療の専門職による支援の促進		
	包括的支援事業	在宅医療・介護連携推進事業 医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域での暮らしを人生の最期まで続けることができるよう関係者間の連携を推進する	①地域の医療・介護資源の把握と情報リストの提供 ②在宅医療・介護連絡会議による課題の検討 ③関係者向け研修会の開催、関係団体主催の研修会開催支援 ④地域住民への啓発（わたしらしく生きるを支える手帳の配布） ⑤関係機関・関係団体との連携・調整・相談 等		

制度体系	事業名称	事業の内容
地域支援事業	包括的支援事業	<p>認知症施策推進事業 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で希望を持って暮らし続けることができるよう早期診断・早期対応に向けた支援や予防と認知症にやさしい地域づくりを推進する</p> <p>①認知症の理解を深めるための普及啓発と本人発信支援 ②予防 ③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 ・認知症対策検討会の開催 ・認知症連携シート「さくらパス」の活用による医療と介護の連携の推進 ・多職種連携及びケア対応力向上のための研修会の開催 ・認知症地域支援推進員を中心に認知症の人と家族を支援するための地域づくりを推進 ・認知症カフェ等の開設、運営支援 【開設場所：令和元年度9か所、令和2年度6か所、令和3年度5か所】 ・認知症初期集中支援チームを各地域包括支援センター内に設置し、認知症の早期発見・早期対応への支援を、認知症サポート医を含めたチームで推進する 【各圏域の認知症サポート医】 志津北部：さくらホームクリニック（近藤靖子先生） 志津南部：東邦大学医療センター佐倉病院（榊原隆次先生、桂川修二先生） 臼井・千代田：宍戸内科医院（宍戸英樹先生） 佐倉：さくら風の村訪問診療所（三嶋泰之先生） 根郷・和田・弥富：いとうクリニック（伊藤加寿子先生）</p> <p>④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援 ・認知症サポーターを中心に、認知症の人と家族、支援者をつなぐ仕組み「チームオレンジ」の整備</p>
	包括的支援事業	<p>地域ケア会議推進事業 専門職や地域の多様な関係者が協働し、地域の高齢者に係る課題解決に向けた検討を行うとともに、地域全体の課題を把握する</p> <p>①地域ケア個別会議 虐待、経済的困窮等、複合的な課題を抱える支援困難なケースの個別支援に関する検討 ②介護予防のための地域ケア個別会議 多職種の連携による、自立支援に資するケアマネジメント、ケアの提供に関する検討 ③地域ケア圏域推進会議 個別会議で抽出された地域課題について、地域の多様な関係者による共有と解決に向けた検討 ④地域ケア推進会議 市内で把握された地域課題について、地域づくりや地域資源開発の検討、社会基盤整備</p>
地域支援事業	任意事業	<p>認知症サポーター養成講座</p> <p>・認知症に関する正しい知識や接し方などを学び、認知症の人とその家族を地域であたたかく見守る「認知症サポーター」を養成するための講座を開催 ・認知症の人と特に関わることの多い小売業・金融機関・公共交通機関の従業員、こどもや学生に対する養成講座の拡大</p>

【地域支援班】

1. 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に基づく介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業に関すること。
2. その他高齢者福祉及び介護保険制度に関すること。
3. 地域包括支援センターの運営に関すること
4. 地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に関すること。

○事業実施体系（令和4年度実施予定）

制度体系		事業名称	事業の内容	
	総合事業	生活支援サービス 要支援1・2、基本 チェックリストで生 活機能の低下がみら れたかたへの効率的 な支援と地域の支え 合い体制づくりを推 進する	訪問型 サー ビス	①現行の訪問介護相当サービス（事業者指定） ②訪問型生活援助サービス（事業者指定） ③住民主体による支援（補助金） ④移動支援サービス（補助金）
			通所型 サー ビス	①現行の通所介護相当サービス（事業者指定） ②通所型サービス（補助金）
地域支援事業	包括的支援事業	地域包括支援セン ターの運営 日常生活圏域（5か 所）ごとに地域包括 支援センターを設置 し、主任介護支援専 門員、社会福祉士、 保健師（看護師）の 3職種を配置する	平成21年度から社会福祉法人に業務委託	
			地域包括支援センター名称	受託法人
			志津北部地域包括支援センター	（福）自洲会
			志津南部地域包括支援センター	（福）富裕会
			臼井・千代田地域包括支援セン ター	（福）ひまわりの里
			佐倉地域包括支援センター	（福）誠友会
			南部地域包括支援センター	（福）愛光
			業務内容 ①高齢者や家族に対する総合的な相談・支援 ②成年後見制度の活用、高齢者虐待の対応等の権利擁 護事業 ③包括的・継続的なケア提供のためのマネジメント業 務 ④生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置 ⑤認知症地域支援推進員（認知症カフェの運営）及び 認知症初期集中支援チームの配置 ⑥地域ケア会議の推進 ⑦一般介護予防事業 等	

制度体系	事業名称	事業の内容
	<p>生活支援サービスの体制整備</p> <p>高齢者の生活支援ニーズ把握、民間・住民主体の生活支援サービス等と連携しながら多様なサービスのコーディネートと支援体制の整備を推進</p>	<p>①生活支援コーディネーターの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生活支援・介護予防等に関する地域資源の把握 ・「地域の支え合い助け合いリスト」の作成・情報リストの提供 <p>②協議体の設置</p> <p>生活支援等サービスの体制整備に向けて、生活支援コーディネーターと多様なサービス提供者等が情報共有と連携強化を行う。</p>

介護保険課 事業概要

【介護給付班】

1. 介護給付

① 保険給付に関すること

- ・居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービスの利用にかかる保険給付を行います。
- ・居宅介護支援事業所等に対し、居宅介護（予防）計画策定にかかる保険給付を行います。
- ・その他、負担限度額及び高額介護サービス費等の補足給付を行います。

② サービス事業者に関すること

- ・給付適正化5事業の実施により、適正な給付を推進します。
介護給付の適正化を進めることにより、不適切な給付を削減します。併せて、利用者に対する適切な介護サービスを確保することにより、介護保険制度への信頼性を高めるとともに、給付費や保険料の増大を抑制することを通じて持続可能な介護保険制度の構築を図ります。
- ・サービス提供事業者との連絡や調整を行います。
- ・サービス及び事業者等に関する周知・広報活動を行います。

2. 事業者の指定及び指導

① 地域密着型サービス事業者の指定及び指導監査等に関すること

- ・現在指定を行っている市内の地域密着型サービス事業者（58事業所）に対し、指定期間の6年間のうちに1回以上指導を行えるよう、指導計画を策定し、基準に沿った運営がなされていることを確認します。
- ・新規指定にかかる事前相談等により、円滑な指定を行っていきます。

② 居宅介護支援事業者の指定及び指導監査等に関すること

- ・現在指定を行っている居宅介護支援事業者（53事業所※うち1か所休止中）に対し、指定期間の6年間のうちに1回以上指導を行えるよう、指導計画を策定し、基準に沿った運営がなされていることを確認します。
- ・新規指定にかかる事前相談等により、円滑な指定を行っていきます。

③ サービス計画・相談に関すること

- ・介護支援専門員及び同協議会との連携及び情報共有を図り、要介護（支援）者の生活の質の向上に努めます。

3. 介護保険施設整備

① 民間高齢者福祉施設の指導及び助成に関すること

特別養護老人ホーム等の老人福祉施設を計画的に整備していくために、第8期佐倉市高齢者福祉・介護計画に基づく施設公募を行います。

4. その他制度に係る事務

- ① 介護保険事業の調査研究、企画及び調整に関すること。
- ② その他介護保険制度に関すること。

【介護資格保険料班】

1. 被保険者の資格管理及び被保険者証発行事務

2. 介護保険料賦課・徴収業務

- ・介護保険料は、前年の合計所得や世帯状況により、10段階で賦課します。
- ・徴収方法は、特別徴収（年金天引き）と普通徴収です。

【介護認定班】

1. 介護認定審査会事業に関すること

①介護認定審査会の開催

要介護・要支援申請のあった被保険者の介護認定の判定を行う為、介護認定審査会を開催します（令和4年度は244回開催予定）。

令和4年度は、第12期（任期：R3.4.1～R5.3.31）の委員となります。

＜介護認定審査会の構成＞

委員は70名。 医師（20名）・歯科医師（20名）・薬剤師（10名）・福祉分野（10名）・保健分野（10名）で構成。

70名の委員が10部会（1部会7名で構成）に分かれ、火～金曜日に、審査会を開催。

※新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、状況に応じて非対面審査（書面又はWeb会議システム等の活用による）を実施しています。

②平準化委員会の開催（※令和3年度は新型コロナ感染予防のため中止）

審査の平準化を図る目的から、各部会の部会長と各分野の5名の委員からなる平準化委員会（計15名）を開催します（1回/年）。

審査判定の視点の確認、制度改正を始め、審査会の運営に関わる検討事項などを平準化委員会で、検討します。

③その他

審査の資質向上に向け、千葉県主催の審査会委員の新規委員研修や現任研修等を受講していただきます。

2. 認定調査事業に関すること

①要介護・要支援申請のあった被保険者に対して、認定調査員による認定調査を実施します。

7,357（訂正）

令和3年度においては、申請件数は7,693件、調査件数は~~7,358~~件（うちコロナ更新延長2,379件）となり、コロナ禍の影響により例年より減少傾向となりました。

今年度は、職員7名、会計年度任用職員（介護認定調査員）14名、居宅介護支援事業所及び個人委託調査員への業務委託により、対応します。

②要介護・要支援申請受付業務及び主治医（指定医）意見書の入手事務、要介護・要支援申請者及び認定者に対する各種案内（更新勧奨、認定結果通知、遅延通知、障害者控除認定書等）を行います。